※本資料は、「子ども・子育て会議(第22回)」で 資料1-1として配布された資料の抜粋です。

平成27年度における 施設型給付等の公定価格について

平成27年2月5日

平成27年度における施設型給付等の公定価格について

- 平成27年度予算案においては、子ども・子育て支援新制度に基づく量と質の充実等のために、国・地方合わせて0.5兆円程度を確保。これは、
 - ・ 平成27年度における各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく「量の拡充」に対応するとともに、
 - ・ 昨年5月末にお示しした公定価格の仮単価の前提とした「O. 7兆円の範囲で実施する事項」の「質の改善」をすべて実施する

ための所要額として措置されたもの。

- 平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価については、以下の2点(基本的に増額要素)を除き、加算項目も含め、公定価格の仮単価と同内容となる。
 - ① 公定価格に係る調整課題に対する対応の反映
 - 現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の経過措置
 - ・ 大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し(1号定員に係るチーム保育加配加算)
 - · 小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善
 - 事業所内保育事業に対する減価償却費加算
 - ② 平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定内容の反映
 - ・ 平成26年度の国家公務員給与の改定の反映(保育士に係る人件費+2.0%など)
 - ・ 平成27年度の国家公務員給与の改定の反映(地域区分の見直し(7区分→8区分など)など)
- 特例給付については、平成26年10月24日の子ども・子育て会議において示した整理に基づき設定。
- 公立施設における施設型給付等に係る通常要する費用の額は、国の公定価格の基準、地域の実情等を 踏まえて、施設の設置主体である市町村等が定める。

⁽注) 1号子どもに係る施設型給付等の額は、法律上、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、単価表の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に 通常要する費用の額としての標準価格を示すもの。

質改善による単価の比較

○平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価

平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価は、平成27年度予算案の編成を受け、「資料1-2公定価格単価表(案)」のとおりとなるが、地方自治体・事業者等の関係者の参考となるよう、1つの施設・事業から見て、どの程度の質改善が行われるかを、比較表の形で次頁以降にお示しする。

これらの比較表は、1つの施設・事業に着目して作成した例示であり、例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

[比較表の前提条件]

• 地域区分 : その他の地域(人件費の地域差を反映した加算がない地域)

• 定員区分 : 下枠のとおり

【施設型給付の利用定員】

・幼稚園:「180人」(私立幼稚園の平均的な規模)

・保育所:「90人」(保育所の平均的な規模)

・認定こども園: 施設全体:「180人」(教育標準時間認定(1号)部分:「120人」・保育認定(2号・3号)部分:「60人」)

(平均的な規模の認定こども園の利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

【地域型保育給付の利用定員】

・家庭的保育:「4人」

・小規模保育:「12人」(6~19人の中間的な規模:12人が該当)

事業所内保育:「12人」(6~19人の中間的な規模:12人が該当)

· 居宅訪問型保育:「1人」

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁以降に示したものは上記の前提条件の下での例示である。

<幼稚園> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 180人(私立幼稚園の平均的な規模)とした上で、現在の園児の学齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		園児数	構成割合		
4歳以上児	30:1	122人	68. 1%		
3 歳 児	20 • 1	54人	29. 8%		
満 3 歳 児	20:1	4人	2.1%		
合計		180人	100.0%		

地域区分:その他地域

項目	金額 A (質改善前)		金額 B (27年度単価)	備 考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(⑤)	58,020千円	,	58,586千円	☆事務負担への対応(非常勤職員週2 日)を基本額へ組み込み	58,473千円
処遇改善(⑥)	5,386千円(10%)		7,001千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	7,001千円
加算部分1(⑦~⑬)	16,440千円	4	21,538千円	・副園長・教頭配置加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	21,375千円
加算部分2(⑯~⑱)	59千円	7	2,110千円	・施設関係者評価加算☆療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加	2,109千円
合計	79,905千円		89,235千円	·増加額:9,329千円(B-A)	88,960千円

<保育所> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 90人(私立保育所の平均的な規模)とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児 (30:1)	3 4 人	38. 3%
3 歳 児 (20:1)	18人	19. 7%
1、2歳児 (6:1)	30人	33. 3%
乳 児(3:1)	8人	8. 7%
合計	90人	100.0%

※地域区分:その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

項目	金額 A (質改善前)		金額 B (27年度単価)	備 考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(⑥)	65,320千円	4	70,157千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保 育士1人(3時間分)の加配)、研修代 替職員の配置(年間2日)	69,319千円
処遇改善(⑦)	5,650千円(10%)	7	7,908千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間 施設給与等改善費加算に相当する加算を 保育所の勤続年数と同じ仮定で適用した もの ☆質改善により、3%の改善を実施	7,738千円(13%)
加算部分1(⑧~⑬)	5,594千円		7,266千円	・所長設置加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	7,223千円
加算部分2(⑪~颂)	3,823千円		4,815千円	・主任保育士専任加算(子育て支援活動費を追加)、事務職員雇上費加算☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加	4,783千円
合計	80,387千円		90,146千円	·増加額:9,759千円(B-A)	89,063千円

<認定こども園> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 180人(認定こども園の平均的な規模)とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	1号	2、3号	構成割合
4歳以上児 (30:1)	106人	81人	25人	58. 9%
3 歳 児 (20:1)	49人	36人	13人	27. 2%
1、2歳児 (6:1)※	20人	3人	17人	11. 1%
乳 児 (3:1)	5人		5人	2. 8%
合計	180人	120人	60人	100. 0%

※地域区分:その他地域

※保育標準時間と保育短時間 の比率は7:3と仮定

※ 1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

	(質改善前)		金額 B (27年度単価)	備 考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価 (1号:⑤、2·3号:⑥)	86,722千円		92,929千円	☆事務負担への対応(非常勤職員週2日)、 保育標準時間に対応した職員配置の改善(延 長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1 人(3時間分)の加配)、研修代替職員の 配置(年間2日)、子育て支援活動費	91,065千円
処遇改善7, (1号:⑥、2·3号:⑦)	7,794千円(10%)	,	10,914千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	10,656千円(13%)
加算部分1 (1号:⑦~⑭、2·3号:⑧~ ⑬)	20,381千円		25,214千円	・副園長・教頭配置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	25,006千円
加算部分2 (1号:⑲~㉑、2·3号㉑~ ⑳)	1,080千円		1,707千円	・事務職員雇上費加算、施設関係者評価加算 ☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理 加算を追加	1,707千円
合計	115,978千円		130,763千円	·増加額:14,785千円(B-A)	128,434千円

※上記とは別途、既存の幼保連携型認定こども園については、施設長に係る経過措置を設定